

「特定機能病院等紹介患者受入加算」の対象病院

2026年6月改定において、初診料に「特定機能病院等紹介患者受入加算」60点が新設されました。当加算は診療所または200床未満の病院で算定します。特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床200床以上の病院）、紹介受診重点医療機関（一般病床200床以上の病院）、または、許可病床数400床以上の病院（一般病床200床以上の病院）の紹介を受けて初診を行った場合に加算が可能です。神奈川県では下記の病院が対象となります。

特定機能病院	横浜市金沢区	横浜市立大学附属病院（兼紹介）	横須賀市	横須賀共済病院（兼紹介）	
	川崎市宮前区	聖マリアンナ医科大学病院（兼紹介）		横須賀市立総合医療センター（兼紹介）	
	相模原市南区	北里大学病院（兼紹介）		横須賀市立市民病院（兼紹介）	
	伊勢原市	東海大学医学部附属病院（兼紹介）		鎌倉市	湘南鎌倉総合病院（兼紹介）
地域医療支援病院 (一般病床200床以上) ※上記を除く	横浜市鶴見区	済生会横浜市東部病院（兼紹介）	藤沢市	藤沢市民病院（兼紹介）	
	横浜市神奈川区	横浜市立市民病院（兼紹介）	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市立病院（兼紹介）	
	横浜市西区	けいゆう病院（兼紹介）	平塚市	平塚市民病院（兼紹介）	
	横浜市中区	横浜市立みなと赤十字病院（兼紹介）	平塚市	平塚共済病院（兼紹介）	
		横浜中央病院（兼紹介）	小田原市	小田原市立総合医療センター（兼紹介）	
	横浜市南区	横浜市立大学附属市民総合医療センター（兼紹介）	足柄上郡松田町	神奈川県立足柄上病院（兼紹介）	
		神奈川県立こども医療センター（兼紹介）	秦野市	秦野赤十字病院（兼紹介）	
	横浜市港南区	済生会横浜市南部病院（兼紹介）	伊勢原市	伊勢原協同病院（兼紹介）	
	横浜市保土ヶ谷区	横浜保土ヶ谷中央病院（兼紹介）	厚木市	厚木市立病院（兼紹介）	
	横浜市旭区	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（兼紹介）	厚木市	東名厚木病院（兼紹介）	
			海老名市	海老名総合病院（兼紹介）	
	横浜市金沢区	横浜南共済病院（兼紹介）	大和市	大和市立病院（兼紹介）	
	横浜市港北区	横浜労災病院（兼紹介）	横浜市旭区	神奈川県立がんセンター	
		菊名記念病院（兼紹介）		横浜市磯子区	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター
	横浜市青葉区	昭和医科大学藤が丘病院（兼紹介）	横浜市青葉区	横浜総合病院	
	横浜市戸塚区	横浜医療センター（兼紹介）	横浜市青葉区	横浜新都市脳神経外科病院	
	横浜市栄区	横浜栄共済病院（兼紹介）	横浜市緑区	横浜新緑総合病院	
	横浜市泉区	国際親善総合病院（兼紹介）	川崎市高津区	帝京大学医学部附属溝口病院	
	横浜市都筑区	昭和医科大学横浜市北部病院（兼紹介）	川崎市高津区	虎の門病院 分院	
	川崎市川崎区	川崎市立川崎病院（兼紹介）	相模原市中央区	相模野病院	
	川崎市幸区	川崎幸病院	藤沢市	湘南藤沢徳洲会病院	
	川崎市中原区	関東労災病院（兼紹介）	藤沢市	藤沢湘南台病院	
		日本医科大学武蔵小杉病院（兼紹介）	茅ヶ崎市	湘南東部総合病院	
	川崎市立井田病院（兼紹介）	厚木市	神奈川リハビリテーション病院		
	川崎市多摩区	川崎市立多摩病院（兼紹介）	許可病床数 400床以上の病院 (一般病床200床以上) ※上記を除く	横浜市旭区	横浜旭中央総合病院
	川崎市麻生区	新百合ヶ丘総合病院（兼紹介）			
	相模原市南区	相模原病院（兼紹介）			
	相模原市緑区	相模原協同病院（兼紹介）			

※法人名は省略。
※近隣の県の対象医療機関は日本医師会が運営するJMAP (<https://www.jmap.jp/>)にてご確認ください。

神奈川県協会発祥 非営利の共済制度だから保障が手厚い

保険医休業保障共済保険 【今回申込期間:2026年5月26日～9月14日(加入日:2026年12月1日)】

現在、2026年12月1日加入のお申込み受付中です。前回の募集期間では多くの先生方からお申込みいただき、誠にありがとうございました。今回の機会にお申込み希望の先生や資料請求は共済部までご連絡ください。

おすすめポイント ーケガや病気による休業を保障ー

- ① 保険料が加入時から上がらない
- ② 入院は1日目から給付の対象（免責0日）、
自宅療養も給付の対象（免責3日）
- ③ 休業時の給付金とは別に、脱退時には加入年数に応じた“脱退給付金”、万が一加入者が亡くなった際は“弔慰給付金”をお支払い
- ④ 代診の先生を置いた場合や、医院の休診日でも給付の対象
- ⑤ 所得補償保険に加入していても併用受給が可能

* 告知書をもとに加入審査を行います。また、勤務形態等によって加入口数に制限がございます。
* 加入日現在で59歳6カ月未満の方がお申込み可能です。59歳6カ月を超える方は「所得補償保険」をご検討ください。

〈ご加入者の皆様へ〉

ご病気やケガで休業された際は共済部までご連絡ください。所定の請求用紙を郵送いたします。請求にあたっては、①受診された医療機関の主治医に「医療証明書」の記入をご依頼ください。また、②休業された加入者が「状況報告書」にご記入いただき、各地区の休保委員宛にご送付ください。

休保委員による休業確認と協会審査・全国審査を経て、給付が認められた場合は協会から速やかにお支払いします。

※休業請求は、いずれの書類も当制度専用の用紙となります。

※書類の中に未来の内容が書かれていると無効となります。休業を終えられた後に書類をご用意ください。長期休業中の場合は月末区切りで過去の期間分を請求することも可能です。

※請求の際には“第三者の医師”の診断を受けていることが必須条件となります。自己診療やご家族による診療は対象外です。

※勤務医の先生の場合は①・②上記2種の書類に加えて、お勤め先からの③「休業証明書」（所定の用紙）も併せてご提出ください。

制度の詳細はパンフレットをご確認ください。
資料請求やご質問は共済部までお電話ください（TEL:045-313-2111）。右のQRコードからメールでのお問合せも可能です。

